

# 宅内排水設備基準

## (基本原則)

- (1) 工事の設計にあたっては、施工・維持管理及び経済性を十分に考慮し、適切な排水機能を備えた設備とする。
- (2) 工事の設計は、汚水と雨水を分流して排除する構造でなければならない。
- (3) 施工にあたっては、現場の状況を十分に把握し、設計図書[位置図、平面図、縦断面図、構造物詳細図(グリース阻集器、オイル阻集器等を使用する場合)]に従って適切に施工する。

## 1 屋内排水設備

- (1) 配管計画は、建築物の用途、構造、排水管の施工・維持保守管理等に留意し、排水系統、配管経路及び配管スペースを考慮して定める。
- (2) 管径及び勾配は、排水を円滑かつ停滞することなく流下するように施工する。
- (3) 使用材料は、用途に適合するとともに欠陥、損傷のないものを使用する。
- (4) 排水管の損傷、腐食等を防止するために、必要に応じて**防護等**を施す。
- (5) 排水管へ直結する器具には、原則として**トラップ**を設ける。
- (6) 浴場、流し場等の汚水流出口には、固形物の流下を阻止するために**ストレーナー**を設ける。
- (7) 排水管には、管内の掃除が容易にできるように適切な位置に**掃除口**を設ける。
- (8) 水洗便所に設置する便器及び付属器具は、洗浄・排水・封水等の機能を保持したものであるとする。
- (9) 油脂等により、下水道施設の機能を著しく妨げ、又は損傷するおそれのある物質を含む下水を排出する場合は、**阻集器**を設けなければならない。
- (10) 排水管内の流水や換気を円滑にするために**通気管**を設ける。

## 2 屋外排水設備

- (1) 配管設備は、屋内排水設備からの排出箇所、公共マス等の排出設備の位置及び敷地の形状等を考慮して定める。
- (2) 排水管の管径は **100mm を原則**とする。
- (3) 勾配は **2/100 以上**とする。
- (4) 使用材料は、水質・布設場所の状況等を考慮して定める。
- (5) 排水管の構造は暗渠とし、土かぶりは原則として **20cm 以上**とする。ただし、条件により防護、その他の措置を行う。
- (6) 排水管は、沈下・損傷を防止するため、必要に応じて基礎・防護を施す。
- (7) マスの設置箇所は、排水管の**起点・終点・会合点・屈曲点**、その他維持管理上、必要な箇所に設ける。又、排水管の延長が、その管径の **120 倍を越えない範囲内**において、排水管の維持管理上、適切な場所に設ける。
- (8) 汚水マスの材質は**円形マス**とし、**プラスチック製等**とする。
- (9) 汚水マスの内径又は内径のりは **15cm 以上の円形**とし、堅固で耐久性及び耐震性のある構造とする。

- (10) 汚水マスのふたは、堅固で耐久性のある材質として**密閉ふた**とする。  
**エアーキャップ**は使用不可とする。
- (11) マスの底部には、**汚水マスはインバート**を設ける。
- (12) マスの種類、設置条件等を考慮して適切な基礎を施す。
- (13) **宅内排水ポンプを設置する**場合には、ポンプの流出管を公共汚水マスより宅内側に**汚水マスを設置**し接続する。
- (14) 宅内排水ポンプ施設は、**逆流防止機能**を備えたものとする。